様式第１号（第５条関係）

庁舎使用等許可申請書兼許可書

|  |  |
| --- | --- |
| 国分寺市長　殿　下記のとおり申請します。 | 年　　月　　日 |
| 申請内容 | 団体名 | 　 | 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　 |
| 連絡先 |  |
| 住所所在地 | 　 |
| 目的 | １庁舎立入　２施設使用　３物品販売等　４広告物配布掲示　５撮影 |
|  |
| 期間 | ～ | 人員 | 人　 |
| 時間 | ～ | 広告宣伝物掲示数 | 　枚　 |
|  | 場所 |  |

下記のとおり許可します。

年　　　月　　　日

国分寺市長

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可 | 可否 | 許可番号 | 許可日時 | 月　　日から　　　月　　日まで |
| 　 | 　時　　分から　　時　　分まで |
| 課長 | 　 | 係長 | 　 | 係 | 　 |
|

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、国分寺市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間及びこの決定（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して１年を経過した後であっても、審査請求及び処分の取消しの訴えの提起が認められる場合があります。